

第42回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年2月24日（火）15:00～16:50
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）島田陽一
 - （政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、三浦参事官、大熊参事官
 - （関係団体）一般社団法人日本経済団体連合会
 - （国土交通省）大臣官房 吉田建設流通政策審議官
土地・建設産業局 北村建設業課長
住宅局 杉藤審議官、香山市街地建築課長
 - （法務省）民事局 中辻参事官
4. 議題：
 - （開会）
 1. 地域活性化に寄与する規制改革について
 2. 多様な働き方を実現する規制改革について
 3. 老朽化マンションの建て替え等の促進について
 4. 規制改革ホットラインについて
 5. 規制レビューについて
 - （閉会）
5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、第42回規制改革会議を開会いたします。

本日は浦野委員、大崎委員、金丸委員、佐々木委員、佐久間委員、長谷川委員が御欠席であります。

また、有村大臣は公務の関係で少し遅れて参加をされることになっております。

それでは、報道関係の方は誠に申し訳ございませんが、ここで御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

（一般社団法人日本経済団体連合会、国土交通省議題1関係者入室）

岡議長 それでは、議題1の「地域活性化に寄与する規制改革」に入ります。

本日は、建設業許可基準の見直しにつきまして、日本経団連と国土交通省より説明をいただき、その後、意見交換をしたいと思えます。

それでは、最初に日本経団連よりお願いいたします。

経団連 経団連産業政策本部の三ツ石でございます。

岡議長始め、規制改革会議の皆様には本日このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、国交省の皆様には、本件につきましてお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日、検討課題に取り上げていただきました建設業法の役員要件の見直しにつきまして、御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。めくっていただきまして、今回の私どもの要望の主なポイントは2点でございます。

一つは、「建設業許可の経営経験要件『5年以上』の緩和」。2つ目は、「『役員』に一定の要件を満たした執行役員を追加」でございます。

これはどういうことかと申しますと、建設業にはお手元の資料の2枚目の下にございますように、多様な業種、工事の種類があるわけですが、資料の3枚目にございますように、法人が建設業を行うための許可を受けるためには、その法人の役員のうち常勤である者の1人が許可を受けようとする建設業に関し、基本5年以上、経営業務の管理責任者としての経験を有する必要があるということが、建設業法第7条に定められております。このため、これまで建設業に経験のない、例えば、電機メーカーが電気通信工事に参入するためには、まず別の会社で電気通信工事での5年以上の経営経験を積んだか、国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有すると認定した人材を確保し、取締役等の役員に選任する必要があります。現在、法律に根拠のない執行役員とするのみでは、許可を受けることはできません。

また、既存の建設業者におきましても、経営経験年数の要件を満たした役員が退任した場合には、建設業の許可を取り消されますので、事業承継や企業再編等の局面でも、突然の許可取消しとならないためにも、役員の経験年数の要件については十分な配慮が必要とされております。

こうした役員の経営経験年数の要件につきましては、他の業法と比較しても非常に重たいものとなっております。この理由につきまして、建設業法の逐条解説では、建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有している。すなわち、建設業は一品ごとの注文生産であり、1つの工事の受注ごとに、この工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わねばならず、また、工事の目的物の完成までその内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要である。したがって、適正な建設業の経営を行うことを期待するためには、建設業の経営業務についての経験を少なくとも5年以上有する者が最低1人はいることが必要であるとされております。しかし、建設業にも様々な業種があり、工事に要する期間も様々なものが想定され

ている中で、建設業の全ての工事の種類で5年の経営経験が必要なのかについては、疑問とするところでございます。

お手元の資料の4枚目に要望理由として書かせていただきましたとおり、昨今、コーポレートガバナンスの強化等の観点から、企業においては取締役の総数が減少する傾向にある一方、社外取締役を選任する企業は増加傾向にございます。また、報道によりますと、東京証券取引所が上場企業に対し、独立性が高い社外取締役を2名以上選任するよう促す上場規則案をまとめたといった話もございます。

これは企業にもよりますが、業務執行と管理監督機能の分離といった観点から、具体的な業務執行を担う人材はあえて取締役とせず、執行役員とすることが適切と考える企業もございます。こうした状況に鑑みますと、5年もの経営経験年数を確保し、取締役に選任することは、今後、ますます困難になることが予想され、結果として、発注者保護という法目的よりも、企業の人事ローテーションの阻害、新規参入の障壁、建設業における会社の業務執行と管理監督の分離の障害といった弊害の方が、今後、ますます大きくなるのではないかと考えられます。是非、これを機会に、政府においても役員要件の見直しを進めていただきたいと考える次第です。

資料の最後には、御参考といたしまして、私どもの要望に対する所管省庁の回答を掲載させていただきましたが、若干誤解もあるのではないかと思います。私どもが、今回、経営経験年数そのものの廃止を求めているわけではなく、また、経営経験年数のカウントでは、現在でも取締役でない執行役員としての経験も、一定の要件の下で既に認めていただいているところがございます。是非、国交省におかれましては前向きな御検討をいただければ幸いです。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から説明をお願いいたします。

国土交通省（吉田審議官） 国土交通省の建設業担当の審議官の吉田でございます。日頃、大変お世話になってございます。

早速でございますが、資料1 - 2に基づきまして、建設業の許可基準につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきます。建設業法の概要でございます。昭和24年に公布されてございます。請負契約に基づきます建設工事の適正な施行を確保して発注者を保護する。また、建設業の健全な発達を促進するといった目的で制定されております。

昭和46年の法改正で、従来の登録制度から現行の許可制度へ移行してございます。そこでございますように、許可要件として、経営能力、技術力、誠実性、財産的基礎の4つを設けてございます。28業種ごとの許可、また、営業範囲に応じまして大臣許可、知事許可の区分となっております。

もう一枚おめくりいただきます。3ページでございます。建設業の現状でございます。許

可業者数の現状でございます。左側に28業種の一覧がございます。一番下に黄色で、純計、業者数でございますが、一番右側の欄、現在、合計で47万業者でございます。資本金階層別に見ますと、左側、個人が2割弱、資本金1,000万未満、5,000万未満といったところがそれぞれ4割程度ということで、圧倒的に中小零細企業が多いという状況でございます。

もう一枚おめくりいただきます。業者数の推移でございます。青の折れ線グラフが業者数でございますけれども、ピーク時は平成11年で60万業者ございましたが、建設投資の減少等に伴いまして、現在、47万業者ということでピーク時の2割ほど減っております。一方、棒グラフが建設投資でございますが、建設投資がピーク時の4割減ということから比較いたしますと、業者数はまだ減っていないという状況でございます。

5ページ、建設業の許可制度についてということで、そもそも建設業に許可制度が設けられている理由ということでございます。建設生産物の特性といったことにある意味尽きるわけでございますけれども、一品ごとの注文生産、あらかじめ品質を確認できないとございますが、契約時点では製品がそもそも確定していないということでございます。一定の工期を経て、しっかりした品質のものをつくって、倒産等をせず、しっかり完成させて発注者に引き渡すといったことが求められるわけでございます。

4ポツ目でございますように、一方、建設業は参入障壁が低く、不良不適格業者が介在しやすいといったことで、製造業などと比較いたしますと、工場等の固定設備が必要ないといったことがございまして、比較的参入が容易な業界でございます。いわゆるブローカー的な業者の介在といったこともままあるわけでございます。一方で、業法では丸投げですとか、一括下請けの禁止をしているわけでございますが、そういった不良不適格業者を一方で排除するということがございます。請負契約で信頼性といったものが必要になってくるわけでございますが、一定程度、経営と技術力、こういったものについての実績と経験を許可の要件として求めているということでございます。

下でございますように、一つは技術力ということで、これは業種ごとに一定の施工実績、技術力を求めるものでございます。もう一点は、本日の議題とも関係いたします経営力ということで、経営陣に1名以上の経営経験者が配置されることを要件としてございます。

もう一枚おめくりいただきます。この経營業務の管理責任者の基準が設けられている趣旨でございますが、これも一品ごとの注文生産ということで、工事ごとに資金の調達、また、多くの資材ですとか下請けを使いながら製品をつくり上げていくということで、他産業と少し異なる特徴があるということでございます。しっかりと、例えば、仕事がないときにはダンピングで赤字受注をしてしまう、また、昨今のように少し仕事が増えてまいりますと、仕事を取ったは良いけれども、地域や季節によっては資機材や人手の調達に苦労するといったことがございます。そういったことを防ぐことが必要になってくるわけでございます。

ここに書いてございませんが、一品ごとの注文生産ということで、いわゆる公共事業であれ、民間工事であれ、受注産業ということでかなり受注の変動が激しいということでご

ざいます。一方で、経営基盤は非常に脆弱ということもございまして、全産業に占める倒産件数も多いというのが実情でございます。そういった中で、役員の中に一定の経営の経験を有する者を求めているということでございます。

下に役員がございませけれども、この役員は7条で定義してございます。業務を執行する社員、持分会社の社員ですとか、取締役設置会社の取締役、また、委員会設置会社の執行役を例示してございます。また、これらに準ずる者ということで、会社法の法人以外に民法法人、一般社団ですとか事業協同組合等も建設業の許可を取るケースがございませので、そういったことをガイドラインで規定させていただいてございませ。

7ページ、もう一枚おめくりいただきますと、この5年の経験、幾つかの類型で経験をカウントさせていただいているところでございませ。

一つは、業種ごとの許可となつてございませが、許可を受けようとする業種以外の経験を7年積みば良いといったことを、一方では認めさせていただいてございませ。また、類型2といたしまして、経営陣に次ぐポストで経営業務を補佐した経験といったことで、7年あれば良いといったような運用をしてきてございませ。

また、類型2の にございませように、本日の議論とも関係いたしますが、執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験を5年ということで、この部分については役員と同等の経験年数で認めさせていただいてございませ。

実は、19年にこの規定を追加させていただきました。当時、私はたまたま担当課長、建設業課長をさせていただいて、こういう場でそもそも執行役員を役員に認めていただきたいという要望と合わせて、こういった経験を役員相当に認めていただけないかという話がございまして、議論の結果、こういう整理をさせていただいたということでございませ。

続きまして、1枚飛ばしていただいて10ページでございませ。規制改革ホットライン等で規制緩和に関する最近の要望と、それに対する国交省の考え方でございませ。一番上にございませように、本日の議題でもございませ執行役員を役員と同等に扱うといったこと。また、5年の経験年数を緩和すること。経営の補佐業務に該当する具体的な職位の判断を具体的に例示すべきではないかといった御意見を、経団連さんからいただいているところでございませ。

下の欄に国交省の考え方ということで整理をさせていただいてございませが、執行役員につきましては、中ほどにございませように、執行役員、法令上に根拠がないといったことで、なかなか法令上の役員と同等に、法律上、位置付けることは難しいのかなということが現時点での私どもの考えでございませ。また、経験年数を短縮することにつきましては、いろいろ経済の変動等々を考えますと、5年程度の経営の経験年数は必要なのかなと考えているところでございませ。また、運用面に当たつてのいろいろな例示等々につきましては、いろいろ必要性に応じて検討させていただきたいと考えてございませ。

とりあえず私どもからは以上でございませ。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換に入りたいと思います。いかがでしょうか。

林委員 国交省の方に教えていただきたいのですが、スライドの6ページに業務の管理責任者基準が設けられている趣旨として、最初のポツに「建設工事は一品ごとの注文生産であり」ということが理由に挙げられていて、2ポツに「あらかじめ品質確認ができない目的物」ということが書かれているのですが、建設が例えば請負であるとする、あらかじめ仕様書などで特定した上で、その請け負ったものを完成して引き渡す義務があると素朴に思うのですが、この一品ごとの注文生産で品質確認ができないというのは、どういう御趣旨なのでしょう。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省（吉田審議官） これは、あらかじめ設計当初、仕様が確定しているわけでありませけれども、それに基づいて実際の施工をするわけでございますが、実際にはいろいろ施工ミスがあったりですとか、瑕疵があったりということも現実にはあるわけで、完成して引き渡すまで、その製品の品質が確定できないといった特殊性があることを、ここで申し上げたかったということでございます。

林委員 それは果たして特殊性なのかどうかというのは非常に疑問で、その理由がなぜ取締役の許可要件として挙げられているのか、因果関係がよく私には理解できない点がございませ。

もう一点、質問なのですが、これは本日のテーマとは直接は関係しないのですが、国交省のスライド3のところに「業種別資本金階層別の建設業者数」という分布がございませ。47万業者があり、そのうちの2割が個人である。また、1,000万未満が4割、1,000万から5,000万未満が4割というこの構造は、諸外国と比べたきにどのように国交省としては理解され、また、あるべき姿としてこれではよろしいとお考えなのかどうか。この点について教えていただけますでしょうか。

岡議長 よろしくお願ひします。

国土交通省（吉田審議官） まず1点目の請負契約の特殊性の部分でございませけれども、一つは先ほど一品ごとの生産ということで引渡しまで品質が確保できないということ、そこは技術力、施工力と、しっかりした施工力に信頼のある業者さんでないと行けないといったことがあると思います。

経営の観点では、引渡しまでに一定の施工期間が必要になりますので、その間の経済変動で、例えば、業者さんが倒れてしまうといったこともあるわけでございませ。そういったことで一定期間の経営の能力も必要になってくるのかなと私どもは考えてございませ。

あと、業者数の分布ということで、我が国の場合には個人を含めて零細企業が多いということございませ。正直、諸外国の状況は必ずしも正確に把握しておるわけではございませけれども、製造業と比較いたしまして大きな資本を必要としないといったところもございませるので、他産業と比較して中小零細の企業が多いのではないかと考えているところございませ。

私どもとしても、なるべく経営基盤の強化といったことを図っていきたいと考えているところがございますが、それぞれ地場に根付いた、いろいろな業の実態がある中で、一律業者数を統合していくとか、そういったことの難しさも一方で感じているところがございます。

岡議長 松村さん、お願いします。

松村委員 一品ごとの注文生産が特殊という理屈だと、それこそオーダーメイドの洋服屋さん全部一品ごとのオーダーメイドで、では、それに類するような規制が必要なのではないでしょうか。きっとそうは思わないと思うのです。洋服だってクオリティーが悪ければ確かに顧客は困るのですが、腕の悪い洋服屋さんならきっと注文は来なくなるでしょうから規制はしていない。これが理由だと言われると説得力はないのではないかと。

それから、経済変動の結果として、長い期間があるから倒れるかもしれないというのはもっともだと思うのですが、経験年数が5年以上あると、そういうときに倒れなくなって、経験年数が5年未満の人がやると倒れるのでしょうか。具体的に経験年齢が長ければそういうところで倒れないけれども、短いと倒れているというデータ。これによってその重要な問題の解決が担保されていることを説明する何かデータのようなものはお持ちでしょうか。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省（吉田審議官） 正確なデータ等は申し訳ございません、持ち合わせてございません。最初にございました、洋服のオーダーメイドとの関係で言いますと、そういった面で類似している部分があるかと思えます。ただ、建設業の場合、例えば、個人で家を新築で発注する、又はリフォームの場合もそうかもしれません。建設工事の場合ですと、発注案件がどうしても多額になる。通常の洋服を買うのと若干違うといったこともございます。万が一のことがありますと、発注者に与える影響もかなり大きなものがあるということで、こういったことをやらせていただいております。

ただ、現行の許可基準、技術的要件と経営の要件であります。これで本当に十分かと言いますと、現実にはかなり倒産件数もあるわけで、50万業者も現にいるわけで、参入障壁が高い業界ではないわけでありましてけれども、例えば、一般の発注者の立場に立ちますと、何もないよりも、一定のこういった経験なり、技術力についてのメルクマールがあるといったことは、消費者のメリットに資する部分があるのではないかと考えているところであります。

松村委員 ちょっと質問と回答がずれていると思うのですが。もし私が一切の規制をやめるべきと言ったとすれば、一定の規制が必要なのではないかという返答は理解できるのですが、私は今回はそこまで一足飛びに言ったつもりではなく、仮に規制が必要としても、これがエフェクティブな規制であるという説得力のある何か論拠のようなものがあるのかと質問しているわけです。この規制でも倒産が起きるのだから、5年では足りないのだから20年にしますなんて言われたら、何のために議論しているのか分からない。そういうこ

とを言っているのではなく、これが非常にエフェクティブで、他のやり方よりもずっと効率的に心配を減らせるというのは、どういう理屈ですかということを質問しているのです。

岡議長 お願いします。

国土交通省（吉田審議官） 5年の明確な数値的な根拠があるわけではないのですが、一つ、建設工事の請負契約を考えますと、設計等々から契約に至るまでの期間、契約してから工事完成までの期間、瑕疵担保期間といったものもございます。一定の契約に関する1サイクルとして、5年といったことが、一つのメルクマールとして考えられるのかなといったことで、我々は整理をさせていただいているところでございます。

岡議長 安念さん、お願いします。

安念委員 一品生産で高いものというのは幾らでも世の中にあるのです。最近、余りなくなっただけでも、昔は高い数千万の仏壇を発注する人がいました。最近では、話題になった佳子様のティアラとか、あれも数千万でももちろん一品生産をしております。つまり、高くて一品生産のものは世の中に幾らでもあるのだけれども、5年の経験がある役員を連れてこいといった話は聞いたことがない。それで5年の経験年数云々がないと瑕疵が生ずるという話も聞いたことがない。

この5年経験役員の規制は、実例で考えてみると誠におもしろい規制で、我々が扱ってきたものとの対比で申せば、医者が出方した薬について、薬屋で対面販売しろというのと同じぐらい奇妙な規制です。

例えば、ここに並んでいる人間で、許可を要する建設業、例えば、土木一式工事の建設業を始めるといたしましょう。土木一式工事の会社の取締役、取締役だけに、今、限定して言いますが、この中で5年やった人間が多分いないと思うのです。それで、誰か連れてこなければいけない。我々の仲間内で考えると、そうだ、佐久間さんはきっとそうだろう。新日鐵はゼネコン部門を持っているので、きっと土木一式工事の許可を得ているはずです。そして、佐久間さんは役員を5年以上やっているに違いないから、佐久間さんをスカウトすれば良い。けれども、考えてみると、佐久間さんは知財管理をやっていた人であって、私は彼のキャリアを全部知っているわけではないけれども、まさかコンクリ打ちとかそういうものを知っているとは思えないのです。

つまり、何をやっていても良いのだけれども、5年、その当該建設業の許可を受けた会社で役員をやっていると良い。これはしかし、何のためにある規制なのかが率直に言ってよく分かりません。つまり、これは松村先生がおっしゃったとおりなのですが、規制をしなければ困るような事態が発生するだろうことは否定しませんが、問題は、どうしてこの種の規制が、その種の、発生が予想される困ったことを防ぐ効果があるのかが、はっきり言ってまるで分からないという規制でございます。

岡議長 大田さん、どうぞ。

大田議長代理 私も全く同感で、建設業が非常に大事で、かつ、難しい仕事であるというのはよく分かります。しかし、だからと言って外形基準として認可基準に役員の5年要

件を設けているのは、全く分かりません。

例えば、自動車も一品生産の光岡自動車のようなところがありますし、一品でなくても命に関わる事業です。しかし、役員に関する外形基準はない。工作機械も一品生産で、発注した企業にとっては品質は死活問題ですが、外形的な役員基準はない。

質問の1点は、海外にこういう事例があるのかどうかというのをお教えいただきたい。それから、質問として、経団連がホットラインで提案事項としてお出しになった御提案はいずれももっともだと思うのですが、これにまずお答えいただきたい。執行役員では駄目だと言っておられますが、なぜ株主総会の承認を得ていなければ駄目なのか。御回答として、「執行役員について取締役と同様の扱いをすることは、慎重な検討が必要です」と書いておられますが、なぜ執行役員では駄目なのかというのが2点目です。

同じく経団連の提案の中に、「電気通信工事業や電気工事業等の一定の業種においては、3年程度で業務経験を積むことが可能であり、一律に取締役としての年数を5年とやるのはおかしいのではないか」とありますが、これに対してお答えいただきたい。

それから、「都道府県によって取締役でない社長が補佐と認められるケースと認められないケースがある。判断が異なるため統一すべきである」という御提案について、御見解を聴かせていただきたい。

以上です。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省（吉田審議官） 1点目の執行役員について、なぜ役員と同等に扱えないのか。本日の主たる議題であるかと思っておりますけれども、いわゆる執行役員、これは例えば、会社法等々で何の規定もないわけでございます。ですから、一般の大企業もそうありますれば、中小企業も含めていろいろな執行役員があるわけでありまして。それを会社法に根拠のある、例えば、取締役設置会社であれば、取締役と同等の権限を有する者として、法律上、位置付けることはなかなか難しい面があるのではないかとということをお述べさせていただきます。

2点目の3年、5年の話でございますが、御案内のとおり、28業種ごとの許可を取らせていただいておりますが、業種に応じて、例えば、電気通信については5年ではなくて3年でも良いではないかといったような御提案かと思っておりますけれども、それは業種ごとにそれぞれ経営経験の多寡を変えるということは、なかなか直ちに判断を私どもとしてはしかなるということを申し上げさせていただいているところでございます。

また、最後の役員に次ぐ地位としてどういう地位があるのか。それを一律にしっかり例示で示せという御提案でございます。これについて、逆に何か例示で示すことが、それ以外は認めないみたいな形になってもいけないかなという心配もするわけでございますが、この部分につきましては、具体的に御提案をいただいて、我々の方でも検討して、そういうふうにすべきだということがあれば、十分そこは検討させていただきたいと思っております。

また、最初の海外の状況でございます。これも私どもつづさに海外の状況を承知してお

るわけではございませんが、そもそも許可制度を採っているところもそう多くはないのではないかと考えています。

例えば、アメリカでありますと、州ごとのこういった法律の運用になるわけでありませうけれども、州に応じ建設業の許可制度を採っているところ、採っていないところ、いろいろあうろかと思っております。また、例えば、ヨーロッパなんかでは、むしろ法律で規制するというよりも、業界団体の業界自治と言いますか、昔のギルドみたいなものを引きずっているところもあるのかもしれませんが、業界自治の中でしっかりした施工力なり経営経験のある業者さんを認定しているといったこともあるのではないかと考えてございます。

お答えになっているかどうかあれですけれども、承知している範囲では以上でございます。

岡議長 他いかがですか。

大田議長代理 ということは、海外では、まず許可制にしているところもそう多くない上に、許可の中に役員に関しての外形基準を設けているのは日本独特であるということですね。

国土交通省（吉田審議官）そこは正直、許可制度の状況自体も十分に把握できていない中で、例えば、許可要件として経営管理責任者の設置を求めているようなところも、正直、どれほどあるのか、あるのかないのかを含めて現時点で把握できていないということでもあります。

大田議長代理 私どもは国際先端テストというものもやっているのですけれども、一品ごとの注文生産で建設業というのは難しいことをやっているんだという、これは別に日本独特ではないはずですので、海外の事例については、お調べの上、お教えいただければと思います。

それと、業種ごとに基準を変えるのは直ちにはできないということですが、一品ごとにいろいろ違うから大事だというのなら、業種ごとに違う基準を設けることは当然考えられます。直ちにやっていただければどうかと思うのですが、どうでしょうか。

国土交通省（吉田審議官）業種ごとの許可ということで、それぞれ技術力と経営力、経営経験を求めているわけでございますけれども、特に技術につきましては、28業種ごとにそれぞれの固有の技術がございますので、なかなか一律にということは難しいかなと思っております。また、経営につきましても、例えば、これも今は業種ごとの経営経験としてございますが、この部分についても、例えば、建築一式、土木一式のような工事と専門工事業では経営のやり方なんかも違ってくる部分があるかと思っております。ここは一律に論ずるですとか、細かく個々の基準に経験年数の違いを設けるといったことも、にわかにはここでその方向でということまで、まだ私どもの頭がついていないというのが率直なところでございます。

大田議長代理 資本金階層別で見て、小規模企業やオーナー企業も多くて多様な中で、執行役員であっても会社法上の規定がないからいけないんだというような規制の意味する

ところは何なのか。一体、何のための規制であるのかというのが、今日の時点では全く分からないというのが私の感想です。

岡議長 ありがとうございます。

他いかがですか。森下さん、どうぞ。

森下委員 国交省さんに御質問なのですが、これは他の職種でこんな取締役の規定が付いているものはあるのですか。余り聞いたことがないのです。先ほどもおっしゃったように、これから社外取締役を2人以上というのがルールになりますけれども、女性も1人というのがそのうちルールになる可能性が高いですね。そうすると、上場企業でも最近取締役5人のところが結構あって、私がやっている会社も社内が1人で社外が4人とかなのです。そうすると、最近の上場企業は、ガバナンスから見ると全然規定に合わないと思います。ガバナンスの強化というところと非常に矛盾していると思いますし、他の業種でこんなケースは多分ないのではないかと思うので、もしあるのであれば教えてください。ないのであれば、ちょっと変わり過ぎているのではないかと思うのです。

国土交通省（北村課長） 全く同じケースではないのですけれども、銀行法とか保険業法とか、そちらの方で一定の経験というものを求めている例はありますが、全く同じということではないので御参考程度でございます。

岡議長 今の回答は、極めて特殊だということだと思います。

柿原参事官 事務局からよろしいですか。今、例に出ました銀行法ですが、確かに法律に取締役の要件があるのですけれども、法律自体には、例えば5年といった外形的な基準は書かれておりません。

刀禰次長 例えば、銀行法の関係ですけれども、抽象的に、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験とか、そういう種類のことが書いてございます。

岡議長 ありがとうございます。

吉田審議官は、この後のスケジュールの関係で既にお約束の時間をオーバーしてしまっていますが、今日はありがとうございました。

今日のお話を伺って、私が実際に自分の家を建てたとしたら、発注者を守ってほしいという気持ちはよく分かります。しかし、それは経営陣に経験者がいる、いないではなくて、その会社がしっかり契約を守ってくれるかどうかの方が重要であり、技術力等々は他の要件のところに書いてありますが、経営陣の中にそういう経験を、しかも5年以上という要件は極めて異例であり、かつ、その必要性が分からない。

2つ目の経営安定性のところに書いてある「一定水準以上の財務状態」とかは、確かに、途中で契約破棄されて逃げてしまうようなところでは心配ですから必要だと思います。しかし、経営陣に5年以上の経営経験がなければいけないというのはどうか。部下にしっかりした人がいっぱいいれば、経営者は「経営能力」さえあれば十分やっていけるというのは、他の業界ではたくさんあると思います。

是非、もう一度、この議論については継続的にお話させていただきたいと思います。

時間オーバーで申し訳ございません。ありがとうございました。

(一般社団法人日本経済団体連合会、国土交通省議題1関係者退室)

(島田専門委員入室)

岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。

議題2は「多様な働き方を実現する規制改革」についてということで、雇用ワーキング・グループの島田専門委員にも御出席をいただいております。

本件につきましては、これまでのこの会議や先日の公開ディスカッションなども含めて、いろいろなお話を聴かせていただいたことをベースとして、事務局の方でまとめてもらいましたので、事務局からまず説明をお願いいたします。

三浦参事官 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

ただいま議長から御案内いただきましたとおり、事務局の方でこれまでたくさんの方々から御意見を伺い、意見交換をしてきたものにつきまして、ある程度共通認識的にこういったことが指摘されてきたのではないかとということ、1枚目にまとめてございます。

まず、1つ目の のところですが、とにかくヒアリングを通じて、働き方の多様性、多様なニーズというものについて、たくさん声をお聴きできたところかと思いますが、一方で、従来型の日本型雇用の正社員というものを暗黙のうちに主流として位置付けて、そのほかの働き方を補完的に扱うような、こういう雇用慣行、そして、その雇用慣行を前提にしてつくられてきた法制度が、今の時代の変化に追いついていないのではないかと。そういったことを背景にして、事象としては2つ目の に幾つか具体例を整理しておりますけれども、このような問題が生じているのではないかと御指摘が多々あった点を整理されております。

正規、非正規の問題であるとか、新卒一括採用を中心にして、なかなか転職機会が得られないといった状態であるとか、育児、介護といったことと仕事の両立が難しい、若しくは、一旦、子育て等で退職をしたときに、なかなか職場復帰をする難しさがある。そして、並べて正社員においては長時間労働がかなり常態化して、なかなか改善されていないといったことがございます。

こうした状況に鑑みたときに、今、求められている働き方改革というものを、一旦、このような3つの視点で整理することができるのではないかとということで、整理しております。1つ目が、まずは多様な働き方を選択できること。2つ目に、選択をしたときに選択によって不当な待遇や労働環境を受けないような均衡処遇、待遇というものが確保されること。3つ目に、その時々ライフスタイルやニーズに応じて働き方の転換を図るために転職とか就業への幅広い支援が得られるといったような環境があること。このようなことが3つ挙げられるのではないかと思います。

次に、働き手の視点からこういったことを見たときに、その力の源泉というのは、このような働き方がどのように選んでも適切に処遇されること。そして、能力が発揮できるというのが源泉であり、一方で、企業から見たときに、こうした働き手のニーズをいかすこ

とが、今や企業にとっての持続的な成長のためには不可欠な時代になっているのではないか。そして最後、こうした働き方改革の環境整備を行うというのが、政府なканずく当会議の役割ではないかということでございます。

最後に、こうしたたくさんの多様な働き方の声というものが、現時点での制度の問題とか政策の議論というところにきちんと届けられているのだろうかという疑問も提示されていたかと思えます。そういった点について、最後、触れさせていただいております。

めくっていただきまして、2枚目に、では、そういった問題認識の下に、今後、規制改革としてはどういったことが課題となっていくのかということにつきまして、現時点では非常に大きな視点だけを整理させていただいております。

1つ目の につきましては、今後の課題というよりは、これまで当会議で御提言をまとめていただいた各種の規制改革事項というものを、1枚目に書いて整理させていただいた多様な働き方のために必要な制度改革という視点で意見をまとめていただいておりますということを少し振り返るとともに、もう一度リマークしております。選択肢の多様化を図るとか、均衡処遇を目指すとか、長時間労働を抑制するだとか、働き方を固定化しないように転換の仕組みを設けるだとか、そして、いろいろな新しい働く場の情報へのアクセスを円滑化するといった、多様な働き方の選択をサポートするような制度改革の提言をいただいていたんだということ、もう一度、ここで改めて振り返ってございます。

以下、4つが大きな視点として現時点で整理させていただいたものです。

1つ目は、そういった中で今後さらに必要となってくると思われるのが、実際に転職や就業支援策として何らかの制度といったものが新たに考えられないだろうか、政府がそういった取組を支援する制度というものを、もう一段何か考えられないだろうかという視点です。

2つ目は、先ほど1枚目に出ていましたが、既に先駆的な企業では新しい働き方改革に取り組む事例が少しずつですが、見られるような状況もございます。そういった企業の取組というものを積極的に支持していく観点から、各企業の雇用管理の内容等につきまして、広く情報が提供されるような仕組みというものが考えられないだろうかというのが大きな視点としての2つ目でございます。

3つ目、4つ目はさらに大きな視点になってございますが、3つ目の につきましては、先ほどの1枚目にもありました多様な声を反映していく、そういったような様々な立場の声を吸収しながら、重要な改革を全体を見ながら議論をしていく取組が必要ではないかということ。

そして最後に、これまでの雇用法制というのは、どちらかと言いますと、従来型の雇用慣行を前提にした大きな基本的な枠組みには余り手を入れずに、そこに例外的なルールを継ぎ接ぎしてきたところがあるのではなからうか。こういった制度改革を、もう一度抜本的に見直すような改革に着手していく必要があるのではないかという視点を整理させていただいたところでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの説明について意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

林さん、お願いします。

林委員 ありがとうございます。

この間、いろいろなヒアリングを続け、それを非常によく整理してくださったと思っております。

まず1番の視点の整理及び2番の今後の課題の整理、いずれにしても賛同しております。

1点、確認なのですが、1番のところでは、「働き方の選択によって不当な待遇や労働環境とならないように均衡処遇を目指すこと」という記載がございます。2番のところでも、最初の の2つ目のラインのところに「均衡処遇を目指す」という言葉があります。ここで言っているのは、私の理解では、働き方の違いによって説明がつく合理的な処遇の相違。これは認めるということを前提とした均衡処遇という言葉だと理解しているのですが、そうでないと、なかなか多様な働き方ということとは合わないのではないかと感じております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、確認してください。

三浦参事官 ここで正しく林委員御指摘のとおり認識で、事務局としては間違いないと思っております。と言いますのは、これまでの雇用ワーキング・グループ及びこの会議で御議論いただいてきた、この点についての背景、経緯に鑑みますと、正しくそういう考え方の下に御議論をいただいてきたという認識でございますし、事務局としてもその前提でこの紙を整理させていただいております。

岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。鶴さん、追加で何か。

鶴委員 議長、どうもありがとうございます。

1点補足させていただきますと、今後の課題の中で転職就業支援のところ、事務局から御説明があったと思います。ここの部分につきましては、今、雇用ワーキングで安倍政権が推進する失業なき労働移動という枠組みの中で、さらに転職就業支援という仕組みの在り方をどういうふうにしたら良いのか。これは正に、今、議論をしているところでございまして、ただ、この問題というのはワーキングで議論をさせていただいているのですが、正に多様な働き方のところでもつながる非常に重要な視点だと思います。

つまり、企業の中でどういう働き方をするのか、そして、今度、企業の中だけではなく、そこからまた外に出ていくことになった場合においても、どういういろいろな選択肢を用意されているのか、どういう支援策が用意されているのか、この辺も多様な働き方全

体を考えていく上で、非常に重要な視点だと我々は思っておりますし、実はこの前、公開ディスカッションでも連合の神津事務局長もセーフティネットという言葉で御指摘があったかと思っておりますので、この辺もしっかりワーキングの議論も積み重ねながら、本会議の多様な働き方を実現する規制改革の中でも、この問題に少し取り込んでいきたいと思っております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

翁委員 ありがとうございます。私もこの資料2のまとめにつきましては賛同いたします。特に1ページ目の働き方改革の目指すところ、多様な働き方が選択でき、選択によって不当な待遇を受けないようにし、そして、転職・就業への幅広い支援が得られるといった目的であるということが、この紙で確認できると思います。

2ページ目のところに関しましては、私も今、鶴委員がおっしゃったように、この転職・就業支援というのは、日本経済の今後を考えても非常に重要な課題だというように思っております。多くの国々でも、日本でもそうだと思うのですけれども、やはり企業は新陳代謝をしていくのですから、うまく雇用を移動させて、雇用を大事にしていくという視点が非常に重要です。そういった環境整備というのは極めて重要だと思っております。

下から2つ目のところで、様々な立場の声を吸収するというのも、やはり今、企業がダイバーシティということで働き方が多様になり、いろいろな人が働くようになり、いろいろな条件を持った人が働くようになってきているという中で、やはり多くの人々、様々な立場の人を吸収できるような、そういったことをより真剣に取り組んで雇用改革について議論を一層進めていくということが課題であると思っております。

岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、島田さん、どうぞ。

島田専門委員 どうもありがとうございます。専門委員の島田です。

今後の課題の中の御提起の の上から4つ目の中で、「多様な働き手のニーズに応える環境を整備するためには、従来の主要な関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し」という御提案がございます。これまでの雇用ワーキングの中でも指摘をされてきたのですが、この点は大変重要だと考えております。

雇用という場におきましては、御案内のように政府提案の場合は、労働政策審議会を通して法案化されていくというプロセスがございます。そのプロセスの中で、様々な立場の声、前回、この公開のヒアリングの中で出たような様々な経営者や、あるいは多様な労働側の御意見、さらに言えば、労使関係をめぐる様々な声というのが、果たしてこれまで反映されてきたのだろうかということ、不十分だったのではないかと思います。

労働政策審議会という枠組みは非常に大きなものですから、仮にその枠組みの中であっ

ても、新しいそういう声が入るような形というのが何か考えられないのかということは、是非、御検討いただければ大変有り難いと思っています。

岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、このペーパーに書いてある内容について皆さんの御賛同をいただいたということで、これが結論ではなく、このような視点、課題を認識して、これから議論を深めて規制改革会議として、このテーマについての取りまとめに向かっていきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここで事務局から、議題の順番を変えさせていただきたいとのことです。

山澄参事官 議題3の国交省の方がまだ予想外に早く終わったので来ておりませんので、議長、もしよろしければ議題4から進めていただけますか。

岡議長 わかりました。

それでは、議題3の「老朽化マンション」は最後に回しまして、3つ目の議題を「規制改革ホットライン」にしたいと思います。

まず、事務局より報告をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、お手元の資料4に沿いまして、処理状況の方の説明をさせていただきます。

まず、「1. 受付件数」でございますけれども、これまで累計で3,389件となっております。

次に「2. 所管省庁への検討要請状況」ということで、平成27年2月20日現在の数値を報告いたします。規制改革会議への前回の報告というのが本年1月28日でございますけれども、それ以降、所管省庁に検討を要請した件数は280件でございます。今回、件数が多いでございますけれども、この多くは昨年10月に地域活性化集中受付をやったわけですけれども、それと並行しまして、その他の事項についても受付をしておりました。10月と言いますと、過去、規制改革会議集中受付をしておりますので、各経済団体等、その時期に合わせて地域活性化集中受付という範疇のもの以外にも多くの提案を送っていただいたということでございます。

内訳でございますけれども、健康・医療ワーキング・グループ関連が21件、雇用ワーキング・グループ関連が21件、農業ワーキング・グループ関連が4件、次に投資促進等ワーキング・グループ関連が多いでございますけれども、214件、地域活性化ワーキング・グループ関連が20件ということございまして、累計では1,888件、所管省庁に検討要請をしているところでございます。

また、注3にございますけれども、1,888件のうち所管省庁から回答がございましたものは1,508件でございます。内訳については、括弧書きに書いてあるとおりでございます。今回、新たに検討要請いたしました280件につきまして、またいつものとおりワーキング・グループごとに提案事項名を記載した資料を添付してございます。

私からの説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、次に4番目の議題の「規制レビュー」について、事務局より報告をお願いいたします。

柿原参事官 それでは、事務局より御説明いたします。

お手元の資料5と右肩に書いてある資料を御覧ください。こちらは規制レビューの取組の一環として規制を所管している省庁に、規制シートの作成状況、これは昨年1年間、平成26年分。今後の作成予定、今年平成27年、1年分の一覧を御提出いただいたものを全省庁分取りまとめまして報告するものでございます。

1ページ目のとおり、それぞれの規制所管府省から平成26年の作成状況の件数、平成27年の策定予定の件数を表にさせていただいております。なお、平成26年の作成状況の欄に印を付けておりますのは、報告時期を平成27年1月末日としていた関係がありまして、その時点までに既に作成していただいたものにつきましては、実際の作成日が平成27年1月であっても、便宜、この平成26年の作成状況に含めた形で数字を整理しております。

こちらにありますとおり、警察庁2件、金融庁2件ということで、全省庁合わせまして15件作成いただいているところでございます。右側の平成27年作成予定もそちらにあるとおりで、全省庁合わせまして17件ということになっております。

2ページ目以降がそれぞれの省庁に実際に提出いただいた作成状況、作成予定の表でございます。

1枚おめくりいただきまして、例えば、警察庁でありますと、「1 規制シートの作成状況(平成26年)」のところにそれぞれの規制の名称と規制シートのID、こちらを記載させていただいております。

例えば、7ページ目を御覧いただけますでしょうか。経済産業省です。こちら規制シートの作成状況は工業用水法について1件作っているとともに、今後、規制シートの作成予定で3件、工業用水事業法、計量法、中小企業信用保険法ということです。

なぜ、ここで経済産業省を御紹介したかという理由を御説明しますと、経済産業省以外の省庁は、今回、御報告いただいた作成状況、作成予定とも、いずれも規制改革ホットラインに寄せられた提案の再検討事項に係るものでございますが、経済産業省からの平成27年作成予定の3つのうち上の2つ、工業用水事業法と計量法につきましては、平成27年に見直し時期が来る規制のうち、課長通達を含むものがありますので、個別に御説明いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

私の方から事務局に確認を求めたいのですが、初年度のレビューについては、ホットラインに寄せられた提案の再検討事項を第1のカテゴリーとし、平成27年度に見直し期限が

来る課長通達を2つ目のカテゴリーにするという形で各省庁にお願いをしてきたわけですが、今、説明では、2つ目のカテゴリーでは経産省の2件しかないわけですね。これについて少ないのではないかという疑念を持ったのですけれども、その辺についての説明をお願いできますか。

柿原参事官 事務局から説明いたします。

今、議長が整理されたように、規制シートの優先作成対象については、ホットラインの再検討事項のほかに、平成27年度に見直し時期が到来するもののうち、課長以下の通達だけということになっております。各省から規制シートの予定の件数が少ないことについては2つ理由が考えられます。

一つは、平成27年度に見直し時期が到来する規制についてです。各省庁が平成18年の閣議決定に基づいて、それぞれが所管する法律ごとに、どの法律をいつ見直す予定にしているという表を作っていたいております。その中で、平成22年度に見直し予定の法律の次の見直し時期は5年後ということで、平成27年度と設定いただいている法律があるのですが、全省庁のそのときの表を見ますと、平成27年度は相対的に少ない年でありました。それがまず1点かと思えます。

もう一点は、これはつぶさに見てみないと分からない部分もあるのですが、仮に平成27年度に見直し時期が到来する規制であったとしても、課長通達以下に絞っておりますので、法律、政令、省令、局長通達は入らないということになりますので、課長通達に規制事項が書かれているようなものということでもた少なくなったと考えております。

岡議長 ありがとうございます。

今の事務局の説明で御理解いただいたと思いますけれども、規制レビューの立ち上げに当たって、初年度は各省庁の負担を余り増やすことなくスムーズにスタートしたいという思いが、我々、会議側にあったわけですが、蓋を開けてみたら、負担を増すどころではなくて、えらく件数が少ないというのが実態であります。その理由は事務局の説明にあったようなことでございますので、これはこれとして、しっかりやっていくわけですが、同時に、この規制レビューがこんなものなのかということにならないように、1年後の28年度に見直し時期が来る課長通達がどの程度あるのかを事務局に調べていただいて、今年度の取りまとめのときに、そのような情報も併せ提示したらどうかと思えます。もしも、それも少ないようであれば、次年度には範囲を拡大するというようなことも考えなければいけないのかなと考えておりますので、今日、どうのこうのということではございませんけれども、今後の方向としては、そのようにしていきたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 事務局、何かありますか。

刀禰次長 議長の御指示に沿って対応させていただきます。

岡議長 ありがとうございます。

では、そのような形で、この規制レビューを定着させていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、順番が変わりましたが、オリジナルの議題3「老朽化マンションの建て替え等の促進」に入りたいと思っておりますが、国交省と法務省の方が来られますのでちょっとお待ちください。

(国土交通省議題3関係者・法務省関係者入室)

岡議長 国交省さん、法務省さん、どうもありがとうございます。

それでは、議題3「老朽化マンションの建て替え等の促進」について、議論をしていきたいと思っております。

まず、国交省さんから御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

国土交通省(杉藤審議官) 国土交通省住宅局の担当審議官をしております杉藤と申します。

私の方から、資料3に基づきまして老朽化マンションの建て替えの促進策につきまして状況を報告させていただきたいと思っております。

この問題につきましては、一昨年の6月の規制改革の閣議決定を踏まえまして、昨年、「マンション建替法」の改正をさせていただきまして、マンション敷地売却制度等の創設を行ったところでございまして、その状況につきまして御説明をさせていただきます。

1ページ目を御覧いただきたいと思っております。

要点だけ簡単におさらいをさせていただきますと、現在、ここで言っているマンションというのは分譲マンションでございますが、分譲マンションは約601万戸ストックがございます。このうち、昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建設されたものは約106万戸ございまして、これらのマンションの耐震化、安全確保、建て替えということは非常に重要だと考えてございます。

次のページをお願いいたします。

建て替えに係る現状ということでございますけれども、これまでマンション建て替えの実績は、累計で196件、約1万5,500戸という状況になってございます。この中には、区分所有法に基づいて建て替えられたもの、それから、「マンション建替法」に基づいて建て替えられたもの、それぞれございまして、近年では国交省所管の「マンション建替法」を使って、組合を設立して実施するといったものの比率が増えてきているところでございます。

3ページ目でございますけれども、昨年の「マンション建替法」の改正についてでございます。今、申し上げたような問題意識を踏まえまして、私ども、建て替えあるいは改修、それぞれマンションに応じて進めていただきたいと考えておるわけでございますけれども、まず、一般のマンションにつきまして、改修につきましては平成25年の耐震改修法の改正を行いまして、4分の3以上の賛成とされていたものを、耐震改修については一律に過半数の賛成でできるというような改正をしたところでございます。

広い意味での建て替えでございますけれども、建て替えにつきましては、従来から区分

所有法あるいは「マンション建替法」によりまして、5分の4以上の賛成で、従前のマンションをまたマンションに建て替えるという、狭い意味での建て替えというのができたわけでございますけれども、昨年の「マンション建替法」の改正で、いわゆる取り壊して住み替えというようなことも含めまして、マンション敷地売却制度というのを、従来、全員同意でしかできなかったものを5分の4以上の多数決でできるようにした。もう一点は、容積率の緩和の特例を講じた。耐震性不足のマンションにつきましては、この売却制度と容積率緩和特例という2つを内容とする改正を昨年行ったところでございます。

次のページを御覧いただきますと、昨年行ったマンション敷地売却制度とはどういうものかということでございますけれども、一番右からまいりますと、一番右がもともと区分所有法で昭和58年にできた建て替え制度ということで、これは民事法制ということでございますので、従前あったマンションにつきましては、5分の4以上で建て替え決議をいたしまして、ここから実際に実務上はデベロッパーが介在するかと思いますが、また新しいマンションを建て替えて、この古いマンションから新しいマンションへの権利移転等が個別の契約等によって行われる。ただし、決議反対者に対しても売渡請求ができるというような仕組みでございます。

「マンション建替法」の建て替え、これは昨年の改正以前からあったものでございますけれども、こちらの方は、これを一定の行政手続を関与させまして、行政の認可の下に組合を設立いたしまして、ここで権利変換計画というのを作ります。従前のマンション、それぞれの住戸がどこの住戸に行って清算金が幾らというようなことを一覧にしました権利変換計画というものを作ります。これを行政手続によりまして、一挙に権利の変動を行う。これによって円滑に事業を実施するというものでございます。

ただ、これで一定の建て替えが行われたわけでございますけれども、この会議でもそうでございますし、従来から指摘されていた点としては、この権利変換の手続というのが少し重いと言いますか、煩瑣であるということで、この調整に時間が掛かるということで、狭い意味での建て替えというのは、マンションというものがまたマンションというものに変換されるという手続であったわけでございますが、昨年つくりましたマンション敷地売却制度、これはマンションとその敷地をまとめてデベロッパーなどの買受人に売却をして、マンションというものを一旦お金に換える、ここまでを法手続で行い、一括して売却してお金になった後は、任意の手続で必要に応じて買戻しをして、マンションを建て替えるということもできますし、関係者間で合意が形成されれば、例えば、お金をもらってオフィスにするといった自由度もあるわけでございます。

ということで、建て替えと違いまして、売却制度の場合は、従来の所有権がなくなってしまうので、耐震性不足というものに対象を限定いたしまして、これは除却すべきものでございますので、これにつきましては、売却制度、売却手続というのを決めました。

5ページでございますけれども、もう一本の柱の容積率の緩和特例ということでございます。老朽化したマンションにつきましては、マンションが建った後に都市計画が定めら

れて、いわゆる既存不適格と言いまして、都市計画の内容に適合していないマンションなどもございます。こういったものについても建て替えを進めるために、今回、これは敷地売却を経た建て替えでも通常の建て替えでも、どちらの手法を使っても結構なわけですが、この耐震性不足のマンションを建て替える場合には、地方公共団体の許可制度によりまして容積率を緩和する制度というのを合わせて設けてございます。

次のページでございます。この法改正と合わせまして、平成26年度予算・税制におきまして、それぞれ資金的な支援措置も併せて講じてございます。建て替えに対する調査費あるいは工事費の一部補助でございますとか、あるいは税金。税金については大きく言うと、譲渡課税がされるという問題と、組合をつくることによって形式的に課税されてしまう、この2つの問題がございますが、双方とも課税がほぼない形で特例を講じてございます。

7ページでございますけれども、専門家による相談体制の整備ということで、昨年12月に「改正マンション建替法」が施行されまして、現在、建築士あるいは弁護士の団体にも御参画をいただきまして、マンションの建て替えあるいは今回の売却制度、これによって建て替えをしたいという方、一般の国民の皆様向けに無料の電話相談、それから、さらに法律とか制度の専門的な相談をされたいという方に、無料で弁護士、建築士が対面相談を行うといったことをスタートさせております。こういった形、それから、書いてございませぬけれども、法運用に伴って必要なガイドライン類も整備をいたしまして、現在、新しい制度の周知に努めているところでございます。

最後の8ページでございますが、これはマンション建て替えとは別の話でございますけれども、一昨年の10月の規制改革会議で、あるいはそれ以前から別途、建築基準法の容積率について、特にエレベーターの容積率というのは床が1枚しかないのに全ての停止階の床面積をカウントするのはおかしいのではないかというような御指摘をいただきまして、これは、昨年、建築基準法を別途改正しまして、その際に、エレベーターの昇降路、シャフトと言いますけれども、この部分の床面積は容積率に算入しないという改正を行い、昨年の7月1日から施行しているところでございます。これもこの会議で御指摘いただいたことを受けた措置ということで関連して御説明をさせていただきました。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して意見交換したいと思います。いかがでしょうか。

翁さん、どうぞ。

翁委員 御説明どうもありがとうございました。今回、「マンション建替円滑化法」の改正によって、老朽化マンションの建て替えが促進されると思いますが、国土交通省の方ではどのぐらいのインパクトがあるというふうに、今までかなり耐震性の低いものがありますけれども、どのぐらいの効果があると見ておられるのか。また、今、残されている課題はどのようなことであると考えておられるか、その御見解をお願いいたします。

岡議長 よろしく申し上げます。

国土交通省（杉藤審議官） お答えします。第1点のどのぐらいの効果があるか。なかなか定量的に見通すことは難しゅうございますが、旧耐震時代の106万戸の耐震不足のマンションストックのうち、恐らく6割ぐらい、60万戸ぐらいが、実際に診断結果も耐震性不足という危険な状態にあると推定しております。これらにつきまして、この新たにできた売却制度も含めて広い意味での建て替えに進むものが、おおむね2～3割ぐらいは出てくるのではないかと期待してございます。ちなみに、今までの実績が1万5,000戸ということでございますので、一桁ペースアップするというようなことにつなげていければ良いなと思っております。

今後の課題ということでございますが、昨年の「マンション建替法」の国会の審議の中で、老朽化マンションというのは非常に大きく分けますと、都心で単独、1棟で建っているタイプのもの、郊外で団地で建っている公団とか公社が建てたようなものと、非常に大きく分けるとそれに二分されます。都心で単独型で建っているものというのは、今回の売却制度を含めた従来の建て替えスキームで、かなり手当てが前に進むのではないかと。ただ、国会審議の中で、この団地というものにつきましては、また別途の問題がございまして、例えば、土地が全体で共有されているとか、建築基準法に基づく一団地認定というのがかかっておりまして、変えようとするとなんか全員同意が必要になるとか、そういった権利調整あるいは建築規制の面で、昨年、御提案をした売却制度を含めた建て替えのスキームでは、まだ課題がある、積み残しではないかというような国会の御指摘がございまして、これは最終的に衆参の附帯決議にもそのような内容が盛り込まれているところでございます。

したがって、今後は団地型のマンションも含めて、建て替えあるいは一部改修も、団地で非常に戸数、規模が大きいので、一部改修、一部建て替えということもあるのかも分かりません。そういった団地再生を進めるために、まちづくりの観点から事業法的な観点も含めまして、総合的に検討が必要であるというふうな考えまして、昨年、そのための検討委員会を設置いたしまして、現在、その専門家の皆さんに、法務省の皆さんにも御協力をいただきながら、その団地再生、建て替えの推進ということについて、どのような課題があり、どのような施策を講じるべきなのかといった検討を行っているところでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。

大田さん、どうぞ。

大田議長代理 改修については以前に制度をおつくりになって、今回、売却についてもメニューをおつくりになり、非常にこれは良いと思うのです。ただ、規制改革会議で議論するとき、区分所有法における建て替え決議要件、5分の4の同意という、これが非常

にハードルが高いのではないかということが大きい問題になっておりました。今回、それについては踏み込めていないわけですね。

今、106万戸のうち、改修、売却で対応されない部分というのはかなりの割合で残るのだろうと思います。これについても踏み込むことが必要ではないかと思うのですが、どうお考えかというのが質問です。

大都市の地震として阪神大震災がありました。私も被災地に住んでいたのですけれども、たまたま新築に近いマンションに住んでいましたが、あれが古いマンションであれば命を失ったかもしれない。阪神大震災からさらに15年以上経っておりますので、東京においてそういう地震が起こったときというのは本当に深刻な問題ですので、急がなければいけない課題だろうと思います。

耐震基準に満たないマンションについて、今後、どう取り組んでいかれるのか。団地に関しては、今、検討しているという話がありましたが、それ以外のことについてはどうお考えなのかを改めてお聴きしたいと思います。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省（杉藤審議官） 団地以外の主として都心部の単独で建っている老朽化マンションということにつきましては、決議割合の問題はございますけれども、一応、売却というような柔軟なスキームも含めて今回整備しましたのと、耐震改修法を別途、これは一昨年、改正をいたしまして、こちらの方はむしろまず診断の義務づけと。これはいわゆる既存不適格という、既存の権利がありますので、従来は努力義務しかなかったわけでございますけれども、例えば、避難道路の沿道にあるものとか、大規模なものにつきましては診断義務を課すのと合わせて、補助あるいは税制、そういった政策支援を合わせて講ずるといような形で、今、マンションも含めた耐震化につきましては、総合的な対策を取って強力に推進しようとしているところでございます。

大田議長代理 ということは、改修と売却以外の手法はもう検討しないということなのでしょうか。

国土交通省（杉藤審議官） 売却というのは広い意味での実体上の建て替えにつながっていくものでございますので、そういった形で建て替えを促進したいと考えて今回の措置を講じてございます。その運用実態を、今、12月から施行したばかりですので、この運用をよく見極めて、その上で新たな課題があるということであれば、これも国会決議、附帯決議などでも御指摘いただいておりますので、それはそれでももちろんそういった問題については引き続き検討していきたいと考えておりますが、まず当座は耐震改修法などの他の法制も含めた、あるいは予算・税制の措置までも含めた老朽化マンションの耐震化。特に国会でも議論になった団地の基本は建て替えでございます。団地の再生といったものを課題に、優先的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

岡議長 他はいかがでしょうか。

林さん、お願いします。

林委員 ありがとうございます。スライドの3のところの関連で御質問なのですが、以前質問させていただいたときに、区分所有法による建て替えについての5分の4以上の賛成という、この決議要件のところを過半数にできないのかというようなことをお伺いしたところ、それは難しいということで、今回、そこは変わらないのだけれども、知恵を絞られてマンション敷地売却制度という新しい制度を考えられたということで、これは大変おもしろい制度だなと評価しております。

この新しい制度なのですが、せっかくできたマンション敷地売却制度というものを、耐震性不足のマンションに、今、限定されているのですが、今後の在り方として、なかなかおもしろい制度なので、この対象を拡大していくことというのは御検討の余地はあるのでしょうか。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省(杉藤審議官) 今回の売却制度につきましては、建て替えと違いまして、従前の区分所有権がなくなってしまうので、より権利の侵害のおそれが高いということで、現行法制で言いますと、この耐震不足の場合の売却制度のほか、これは法務省さんの所管になりますけれども、被災マンションで特定の災害で非常に大規模に一部滅失した、被災したという場合に限って、今、制度化がされているところでございます。そういった御議論を踏まえて、まず少なくとも命が懸かっているもの、あるいは予防的に命を守るものから始めようということで制度化をしたばかりでございますので、当面は、この現行の制度をとにかく使っていただくように取り組んでいきたいと考えてございます。

岡議長 他はいかがでしょうか。

お願いします。

大田議長代理 売却できれば良いのですけれども、駅からちょっと離れたようなところというのは本当に借り手もなければ買い手もないという状況になっています。人口が減ってきていますので、その場合は、売却先がなければそのままなわけですね。お聞きしたいのはタイムスパンなのですけれども、国土交通省として、どれぐらいのタイムスケジュールで団地再生について結論を出して、取り組んでいかれるのか。また、売却についてこれからスタートする制度を見ながらやっていかれると思うのですけれども、どういうタイムスパンで、都市部のこういうマンションの多いところの国土強靱化をやっていかれるのか。スケジュールをどうお考えでしょうか。

岡議長 お願いいたします。

国土交通省(杉藤審議官) マンション以外も含めまして、耐震化自体につきましては、耐震改修促進法に基づきまして、耐震化目標というのを政府として設定してございまして、実は今年が終期なのですが、統計数値が出るのはもう少し時間が掛かるのですが、今年を終期として、住宅も非住宅の特定建築物も共に耐震化率をストックの9割に高めるという目標。住宅につきましては、これはマンションだけではございませんが、住宅については、

さらに平成32年までに耐震化率をさらに95%に引き上げるといった目標を立てて、そのために、この法律もそうでございますが、様々な措置を取り組んでいるところでございます。

先ほど、今、団地再生の検討を始めたという御説明を申し上げましたけれども、一応、検討会自体は今年いっぱいを目途に何らかの取りまとめを考えてございまして、そこから先のスケジュールは未調整でございましたけれども、いずれにしても国会の附帯決議も含めていただいているものでございますので、できる限り速やかに取り組んでいきたいと考えております。

岡議長 他いかがでしょうか。

翁さん、お願いします。

翁委員 容積率の緩和特例について5ページに書いてございますけれども、かなり都市部などは容積率が緩和されて、それに伴って容積率をフルにいかせるようなものも出てくると思うのですが、これは具体的にどういう手続で運用されるのか。そういったフルにいかせるような方向で使えるものになっているのか、その辺りについて教えていただきたいと思います。

国土交通省（杉藤審議官） 容積率の緩和特例につきましては、建築基準法を執行している地方公共団体、これは特定行政庁というのですけれども、東京都で言うと、区部は1万平方メートル以下のもののみ区の所管であるとか、細かく決まっております。かなりの身近な地方公共団体が建築行政を行っておりまして、この特定行政庁の許可により、この容積率の割増しを行うというように考えてございます。

国としては、許可制度の法案を提出して法律ができたということでございますけれども、この許可の準則と言いますか、目安を示しまして、各地方公共団体は独自の基準で運用される場所もおありになるわけでございますけれども、国としても参考となるようなガイドラインを示しまして、今、各地方公共団体、特に東京、大阪のような大都市の地方公共団体からスタートすると思いますけれども、春頃には各地方公共団体が具体的な許可基準といったものを、早いところできると作成するという動きになってございます。

岡議長 よろしいですか。

翁委員 是非、制度の趣旨に沿って、できるだけ容積率の緩和というのが自治体によって大きなばらつきがあったり、非常に制限的に運用されるようなことがないようにしっかり見ていただきたいと思います。

岡議長 他いかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

林委員 今のところで、特定行政庁というのが地方公共団体だというお話だったのですが、そうしますと、この容積率の緩和をするかどうかというときには、各地方公共団体での既存のそのほかの日影規制とか高さ制限とかの各種条例との兼ね合いとかという問題も出てくるのかなと思うのですが、国交省としては、その辺をどのようにガイドラインなり、何か指導の方針を示されていかれるのでしょうか。

岡議長 お願いします。

国土交通省（杉藤審議官） おっしゃる点、正に国会でも御指摘をいただいております。基本的には、特に今回の場合、耐震化という目標がございますので、当然、まちづくりとか環境の保護というのも重要な課題でございますけれども、人命に関わる耐震化の重要性に鑑みて、今、都市計画とかこういう建築の許可制度というのは、自治事務という形で各地方公共団体で運用されているわけがございますけれども、その地方公共団体の都市計画とか建築規制制度の運用に当たっても、今回の耐震化の建て替えなどを促進したいという趣旨を十分踏まえて、必要に応じて配慮してほしい、適宜、見直しをしてほしいというようお願いをしているところでございます。

岡議長 大田さん、どうぞ。

大田議長代理 しつこくてすみません。106万戸のうち耐震性不足が60万戸で、今回の売却が2～3割というお話でしたので、12万戸～18万戸、それぐらいが予想されると。その160万戸と60万戸の差は、現在、耐震不足ではないけれども、建築基準法改正前のものですから改修をするところも多いのだらうと思います。そうしますと、問題は、既に耐震性不足になっている60万戸のうち、今回、売却という手法を使わないであろう40万戸強。このうちかなりの部分は団地だというお話だったのですが、どれぐらいが団地だと見ておられますか。

岡議長 お願いします。

国土交通省（杉藤審議官） 正確な数量の把握が非常に難しいのですが、おおむね半々ぐらいだと考えてございます。

大田議長代理 そうしますと、団地でない20万戸ぐらいについては、まだ問題として残っているということでしょうか。60万戸のうち2～3割が売却だとしたときに、ざっと12～18万戸で、残り40万戸強ですね。その半分が団地だとすると残り20万戸はやはり問題が残るということになります。

国土交通省（杉藤審議官） はい。残りは改修。広い意味で売却も含めた建て替えをするか、どちらかしか耐震化する方法はございませんので。

大田議長代理 そうすると、今の仮定では106万戸のうち、つまり、建築基準法改正前のマンションのうち、耐震性不足とは診断されていないものが46万戸で、これは徐々に改修していくとして、既に耐震性不足になっている60万戸について伺っているのですが、先ほど売却は2～3割だろうと言われたので、かなり問題は残るのではないのでしょうかというのが質問です。

国土交通省（杉藤審議官） これは飽くまで見込みでございますけれども、今回の売却、それから従来からの建て替えを含めた広い意味での建て替えを行うものが2～3割なのかなと。残りの7割強が改修。基本的には改修の方が費用は低いものですから、実態としてもなかなか進んでいないとはいえ、まず改修を検討される実態が多くございまして、そのぐらいの見込みをしてございまして、それぞれの双方につきまして制度の改善なり、財政

的な支援に努めているということでございます。

岡議長 今の大田議長代理の質問に対するお答えを整理すると、106万戸のうち耐震性不足の60万戸について、今回の売却方式によって、その60万戸の2～3割の20万戸ぐらいが建て替わり、残りの7割強の40万戸の半分ぐらいが団地型で、その半分の20万戸が改修でということによって、10年ぐらいのスパンで見れば、この60万戸は何らかの形で耐震化対応されるでしょうという御説明だと理解していいですか。

国土交通省（杉藤審議官） 若干高めの目標ではございますが、そういうことが1日、1年でも早く実現するように我々は努力したいと考えてございます。

岡議長 他いかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

今回の「マンション建替円滑化法」の改正については、耐震性不足のマンションについて、敷地売却という新たな選択肢を加えていただいたこと、容積率の緩和特例についても、建て替えを促進する方向に機能するだろうということを考えますと、我々としては一定の評価を示したいと思っております。

一方で、国交省の立場としては、老朽化マンションについては、耐震性不足がどの程度かいろいろあるかと思えますけれども、少しでも不安を取り除くために、できるだけ早く耐震強度を増すことや、団地の建て替え、他の用途も含めて、まちづくりに貢献できるようなものもあるかと思えますので、大変積極的に取り組んでおられるなど私どもは思っております。

今回の改正は、これとして評価の対象になるわけですがけれども、それをさらに促進するために、今後の課題として、耐震性不足と診断されていないものも含め、老朽化マンション全体として、もっと大きな改革を御検討いただきたいと思えます。

そのときに、区分所有法の決議要件の5分の4あるいは3分の2といろいろございます。これは法務省さんへのお願いになるわけですがけれども、そういう大きなテーマの解決のために、今回の売却方式でも何で5分の4なのだと、改修は過半数まで踏み込んでいただいたわけですから、この売却方式についてはこれで法案化されたわけですから、これはこれとしましても、建て替えをさらに促進するために、この決議要件の5分の4をもっと緩和するとかも含めて、今後の課題として御検討いただきたいと思えます。

我々、規制改革会議といたしましても、今回の法改正による改善は評価するという整理をした上で、今後の課題という形で、この6月の答申に向けてさらなる改革を求めるようなことも検討していきたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思えます。皆さん、よろしいですか。

では、今日はお忙しいところ、国交省さん、法務省さん、ありがとうございました。

（国土交通省議題3関係者・法務省関係者退室）

岡議長 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局、何かございますか。

柿原参事官 次回のこの会議につきましては、3月25日に開催を予定しております。詳

細につきましては、改めて事務局から御連絡いたします。

岡議長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。大臣、ありがとうございました。